

特定秘密保護法案に断固反対し、強行採決に対して強く抗議する会長声明

11月26日、特定秘密保護法案が、政府与党と一部野党の賛成の下、強行採決により衆議院を通過した。

同法案が国民の知る権利を侵害する危険性を有し、さらには、国民主権、三権分立という憲法の根本原理を実質的に蔑ろにするものであり、廃案にされるべきことは、当会がこれまでも指摘してきたとおりである。政府与党と一部野党による修正案も、これらの危険性を減じるところか、秘密の指定期間が長期化・永久化するなど、同法案の問題点をより鮮明にしたといえる。

弁護士会を含めた各種団体が同法案に対して強い反対意見を表明するとともに、世論調査でも多数が慎重な審議を求めて今国会での採決に反対し、さらには、11月25日に行われた福島市における公聴会においても、与党推薦の意見陳述者を含めた全員が、情報公開を求めたり、同法案により情報が隠ぺいされるのではないかという懸念の意見を表明したにもかかわらず、衆議院においては、このような多くの世論の声を無視し、形ばかりの審議が行われ強行採決がなされた。

しかし、現在の衆議院が民主的正当性に問題のあることは、11月20日の最高裁大法廷判決が指摘したところであり、その衆議院で憲法上極めて問題のある同法案を強行採決することなど許されないことは、当会が11月22日付け会長声明でも指摘したところである。にもかかわらず、国民主権を蔑ろにし、知る権利や報道の自由を侵害する同法案を、十分な議論も尽くさず、なおかつ、慎重な審議を求める多数の民意を無視して、数の力で強行採決したことは、国民主権への挑戦ともいうべきものである。

当会は、この強行採決に対して強く抗議するとともに、引き続き、同法案に断固反対し、参議院での廃案を求める。

2013年（平成25年）11月27日

大阪弁護士会

会長 福原 哲 晃